

平成 24 年 2 月 10 日  
第 5 回審議会 資料 1

# (仮称)西東京市第 2 次総合計画策定のための 基本方針(案)

平成 24 年 3 月

西東京市総合計画策定審議会

## 1.(仮称)西東京市第2次総合計画策定の趣旨

西東京市は、平成13年1月に田無市と保谷市が合併して誕生し、10年が経過しました。合併時には、まちづくりの指針である新市建設計画を策定し、基本理念である「21世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」の実現をめざして、新たな一歩を踏み出しました。

平成16年3月には、新しいまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、平成16年度から平成25年度を計画期間とした、基本構想・基本計画を策定し、新市建設計画との整合性を図りつつ、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念として、21世紀の新たな都市像をめざしたまちづくりをすすめております。

これらの計画の根底には、先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに感謝し、たがいに助けあう優しいまち、みどりに満ちた美しいまち、ゆめの広がる楽しいまち、こころ豊かな学びあいのまちを目指す「西東京市市民憲章」(平成16年)に表されるように、市民のまちづくりへの思いが込められており、この考え方は引き続き次代へと継承していく必要があります。

しかしながら、この間の我が国における社会経済情勢は、デフレの影響や雇用情勢の悪化など、依然として厳しい状況となっており、安定的な市政運営に大きな影響を与えています。

西東京市においては、直面する現下の厳しい財政状況や先の見通しが困難な社会経済情勢の中で、少子高齢化の急速な進展、地球規模での環境問題、震災の教訓による安全で安心して住み続けることのできる都市基盤の整備など、健全な財政運営を維持しながらも多様な市民ニーズへの対応が求められています。

改めて西東京市の将来のまちづくりを考えたとき、市と市民が基本理念と将来像をたがいに共有する中で、その実現に向けた取組として、市民参加と協働を積極的に進めることが、重要となると考えられます。

なお、国においては、地方の自由度と責任の拡大を図るため、平成23年8月に地方自治法が改正され、「市町村の基本構想の策定」の義務付けが廃止されましたが、今後も引き続き市の行政運営の長期的ビジョンとして、基本計画とともに一体的に示していくことは、市の「理想のまち」の実現にとって必要不可欠であると考え、(仮称)西東京市第2次総合計画(以下「総合計画」という。)を策定することとします。

## 2. 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成します。それぞれの概要は次のとおりとします。

### (1) 基本構想

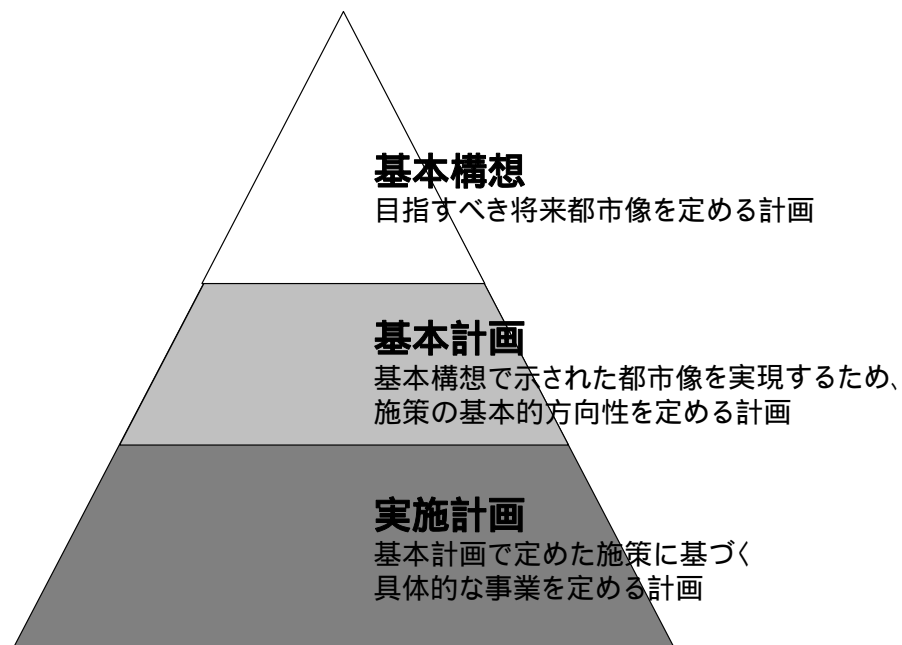
基本構想は、まちづくりの基本的な理念や、めざすべき都市像や将来の基本目標・まちづくりの方向などを示し、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを定めま

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すもので、各施策の領域における市の現状や課題、今後の方向を示し、施策を総合的に運営するための計画となる

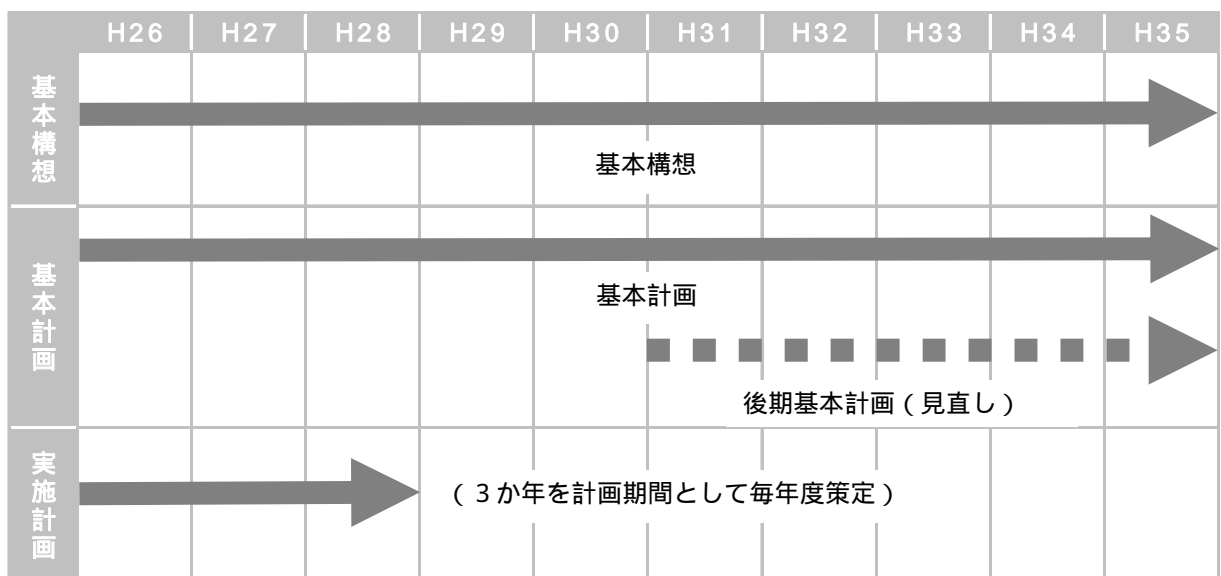
### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画で、財政の裏づけをもって計画的に進めていく事業の集まりです。基本構想・基本計画に示したビジョンや施策は、この実施計画で事業として具体化されることとなります。



### 3．総合計画の期間

- (1)総合計画は、平成 26 年度を初年度とし、10 年間を計画期間とします。
- (2)基本計画は、社会経済情勢の変化に対応するため中間年次（5 年後）に後期基本計画として見直しを行うものとし、ます。
- (3)実施計画は、3 年間を計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して毎年度策定します。



### 4．新たな市民参加手法と意向の反映

西東京市は生活者である市民の意向を市政に反映させる仕組みとして、これまで市民参加を他自治体に先駆けて積極的に進め、「西東京市市民参加条例」を制定しました。

しかし、様々な機会を設けながらも、参加者数が減少していることや参加者の固定化が目立つことなどから、多く市民が参加する新たな市民参加手法が必要となっています。

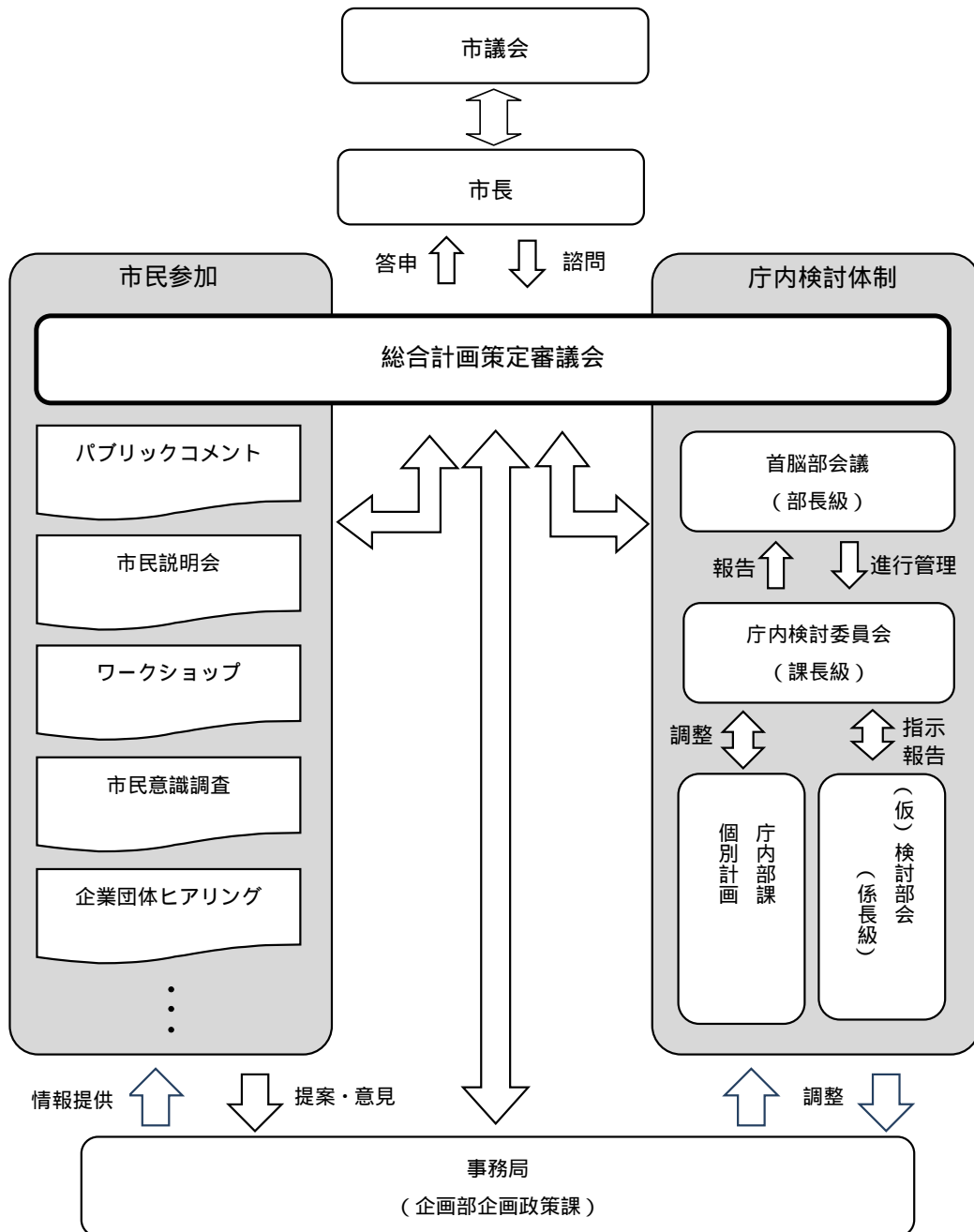
このようなことから、新たな総合計画策定においては、市民に対し、これまでのような市報やホームページなどによる市民フォーラムや市民ワークショップへの参加募集の方法に加え、市民の意識の喚起を促す方法の1つとして、無作為抽出による新たな参加手法を取入れます。市民フォーラムや市民ワークショップへの参加の動機付けとともに、広く市民の意向を聞き、的確に現状や課題を把握し、総合計画の策定に反映していきます。

また、平成 24 年度に市民意識調査の実施を予定しており、調査結果は最大限尊重し、総合計画を策定していきます。

## 5. 庁内検討体制

総合計画の策定は、市長の諮問に応じ、総合計画策定審議会が策定に関する必要な事項を調査、審議した後に答申として出すことになります。

庁内の検討体制としては、庁内検討委員会（プロジェクトチーム）を設置し、総合計画策定に必要な事項を調査、検討するとともに、各個別計画との整合性を図るため、庁内部課と事務局の調整などを担います。事務局は企画政策課内に置き、策定の全体運営を担います。



## 6．将来推計人口の反映

総合計画の策定にあたっては、行政サービスの需要と供給の関係を明らかにする必要があります。そのため計画の目標年度における人口の動向を推測し、施策や事業の方向性、行政サービスの需要量、施設の整備などを判断する際の基礎資料として活用していきます。

## 7．行財政改革の推進

多様な市民ニーズに応え、市民サービスの維持・向上を図っていくためには、それを支える健全な財政運営を律することが必要不可欠です。

そのためには、少子高齢化や社会経済情勢の変動に伴うサービスの需要の変化、地方分権の推進に伴う基礎的自治体の役割の変容等を踏まえつつ、「自助・共助・公助」の理念のもとで、行政の役割を見つめ直すことも重要です。

総合計画策定にあたっては、こうした視点も踏まえ、引き続き行財政改革を推進することの必要性を打ち出すとともに、今後の行財政改革のあり方についても、改めて整理することが望まれます。

## 8．国の地方分権への対応

国の地方分権改革により、地方の自由度と責任の拡大が進められ、地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められています。

このことから総合計画に基づき、これまで以上に自立と自主性を高めて主体的な行政運営に努め、責任ある自治体経営を行っていく必要があります。

## 9．各行政分野の個別計画との調整

西東京市には、総合計画のほかに、各行政分野に係わる個別計画があります。

個別計画の性格としては、法令などにより策定が義務付けられているもの、策定の努力義務があるもの、市が独自に策定するものなどがありますが、地方自治法の改正により、基本構想に即して定めることとされている個別計画については、その策定義務がなくなり、各市町村の判断において策定されるものとなりました。

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていく上で、長期的ビジョンを持った総合計画を市の計画の最上位に位置づけ、基本計画で示した施策の体系に基づき、施策の考え方や事業をより詳細に定める個別計画との関係は、今後もますます重要です。

総合計画策定にあたっては、そうした各種の個別計画との整合性を図りながら、市全体の計画体系を明確にすることが必要です。